

岩手県告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
切留2	北上市和賀町仙人（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに
下岩沢	北上市和賀町岩沢（別紙図面のとおりに）	〃	〃
滝ノ沢	北上市鬼柳町（別紙図面のとおりに）	〃	〃
下野2	北上市立花（別紙図面のとおりに）	〃	〃
内門岡2	北上市稲瀬町（別紙図面のとおりに）	〃	〃
1地割1-1	北上市和賀町岩崎新田（別紙図面のとおりに）	〃	〃
和賀町岩崎新田	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局北上総合支局土木部並びに北上市役所に備えておいて縦覧に供する。